

令和6年第12回蔵王町農業委員会総会議事録

第12回蔵王町農業委員会総会は、令和6年12月20日蔵王町役場大会議室に招集された。

出席した農業委員は次のとおりである。

1番 阿部 枝織	2番 平間 拓也	3番 相澤 国弘
4番 勅使瓦 幸一	5番 我妻 壮一	6番 村上 利雄
7番 杉山 由美子	8番 平間 栄	9番 山家 一彦

計9名

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

1番 三沢 敏朗	2番 我妻 敬一郎	4番 村上 智彦
6番 伊藤 政美	8番 鈴木 好和	9番 大谷 啓一
10番 川村 富士男	11番 佐藤 勝浩	12番 佐藤 雄一

計9名

欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

3番 齋藤 秀俊	5番 大和 憲男	7番 平間 昭男
13番 伊藤 杜夫		

事務局職員は次のとおりである。

事務局長	山家 信行
書記	齋藤 真澄

本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（参与制限）
- 日程第4 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第5 第3号議案 農地転用事業計画変更承認申請について
- 日程第6 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて
- 日程第7 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて（参与制限）

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、農業委員の過半数が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第12回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。

（午後1時30分）

議	長	これより会議を開きます。
議	長	只今の出席委員は農業委員9名、推進委員9名であります。3番齋藤秀俊推進委員、5番大和憲男推進委員、7番平間昭男推進委員、13番伊藤杜夫推進委員からは欠席の連絡がありました。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより第12回蔵王町農業委員会総会を開催いたします。
議	長	本日の議事日程はお手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。
議	長	日程第1議事録署名委員の指名を行います。 本日の議事録指名委員は、会議規則第27条第3項の規定により、議長が2名指名することにご異議ございませんか。 [異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって、5番我妻壮一委員、6番村上利雄委員の2名を指名いたします。
議	長	日程第2報告事項1「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。事務局に報告をさせます。
事務局	長	[事務局長朗読により報告]
議	長	報告が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。 [なしの声あり]
議	長	質問がございませんので、日程第2報告事項1を終わります。
議	長	ここで今回の総会において、町内における新規の権利取得に該当する申請人をお呼びしております。 先に申請人により当該申請の概要について説明を求めてもよろしいでしょうか。 [異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。新規の権利取得案件は1件あります。日程第3第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について（参与制限）」申請番号29番の申請人に当該申請の概要について説明をお願いします。議案書のページは3ページです。 [申請人入場]
議	長	蔵王町農業委員会では、町内農地の新規権利取得希望者や新規就農希望者からの申請があった場合、許可に際して申請内容を詳しく把握するため、申請人ご本人から直接、権利取得後の営農計画等について説明をお願いしております。 それでは、申請に至った経緯や権利取得後の営農計画などについて説明をお願いします。 [申請人説明]

議 長	説明が終わりましたので、申請人への質問を許します。質問ございませんか。
4 番 委 員	今の説明では見えてこなかったのですが、もっと具体的に将来、営農計画をどの様にしていきたいのか教えて頂きたいのですが。
	併せて、ご承知のとおり黒部地区というのは、蔵王町は農業と観光の町ですが、その地域は観光も盛んで、観光農業をやっているところもありますし、環境面ではすごく大切な地域だと思っています。そうした中でこういった計画を立てていますが、それも踏まえて環境に優しい農業経営をするのかと思いましたが、その辺も併せてお伺いしたいと思います。
申 請 人	まず初年度は牛を3頭ほど飼って、約1ヘクタールに対して1頭くらいの計画をしています。なぜかと言えば、なるべく自給自足ができる放牧を考えており、飼料を確保できるのがその程度の面積と計算して、また、土地が蔵王町に確保できましたら頭数を増やしていきたいと考えています。
	将来的には計算したところ、法人化した場合、だいたい50頭くらい飼育しなければなかなか黒字になりませんので、そのくらいを達成できればいいと思っています。
職 務 代 理 者	今の説明を聞いて感じましたが、収支を見る何も無いようですので、収入を目的にするのか、ボランティアが目的なのか、それとも研究するためにやるのか分からなかったもので、質問させていただきます。
申 請 人	まず牛を放牧して育てて調理をしたものを販売することを考えています。別にボランティアではなく、真剣な事業として考えています。
議 長	私からよろしいでしょうか。営農計画書を提出してもらったのですが、これは申請人自身が記載したものでしょうか。
申 請 人	そのとおりです。
議 長	それで、大変失礼ですが、「主たる経費（見込み）」で金額を記載していますが、これは自己資金でしょうか。
	もう一つは、牛については詳しくないのですが、そのくらい少ない頭数で利益が上がるものなののでしょうか。
申 請 人	資金については、5年間で必要な経費を記載しています。今回の牛の場合は放牧が主体でありますので、牛舎が一般的な牛舎のようなものを建てる必要がないと考えています。雪や蔵王の場合は風が強いので、それがしのげる程度のパドックのようなものに屋根を付けたような施設を考えています。これくらいの資金で十分できると考えています。
	利益の計算についてですが、自分一人で考えたわけではなく、他の大学の先生たちに相談し、今回の牛の特性をみながら計画したところであります。
議 長	他に質問はございませんか。
職 務 代 理 者	この計画に元牛代が入っていませんが、おそらく子牛を3頭くらい導入

		し、放牧をしておそらく2年くらいは肉になるまでかかると思います。それと、申請地は雪が多く草もなくなるといいますので、一時的に避難する牛舎を作る計画ですが、夏の間は大丈夫だと思いますが、今現在、申請地は牧草地なのか荒地なのか。今から草を作ってということになると1年くらいは放牧ができなと思われます。元牛代も記載されていないので、子牛でもそれ相当の値段もしますし、その辺はどうなのでしょう。
申請人	職務代理人	冬場の飼料については、地元の畜産農家に募集をして確保済であります。
		私も放牧牛をやっています。黒毛和牛で。夏はいいのですが冬が大変で牛が雪だるまのようになってしまうのかなと思いましたので。
申請人		地元の畜産農家に私が牛舎について「パドックに屋根を付けるだけです」と説明したところ、牛が可哀想なので空いている牛舎があるので、そこを借りて「冬場は入れてはどうか」というアイディアを頂きまして、今、検討中であります。
議長	6番委員	他に質問はございませんか。
		農機具について金額を記載していますが、機械の種類を教えてくださいと思います。
申請人		ロータリーや土地を平らにする機械などであります。また、新規に取得する土地にもよりますが、スプレッダーなども含まれています。
議長	1番委員	他に質問はございませんか。
		住まいが町外の方で、いくら放牧といっても毎日、誰かが見ていないといけないわけです。どなたが見るのでしょうか。
申請人		その辺につきましても10月に牛を購入する予定ですので、検討中であります。
1番委員		分かりました。
議長		他に質問はございませんか。
		[なしの声あり]
議長		質問がございませんので申請人への質問を打ち切ります。結果については、後日、事務局から連絡いたします。申請人はご退出下さい。ありがとうございました。
議長		なお、採決につきましては、日程第3第1号議案の中で合わせて行います。
議長		次の日程第3第1号議案は、議事参与の制限がございます。[黒塗り]委員の退席を求めます。
議長		日程第3第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について（参与制限）」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局長		[事務局長朗読により説明]
事務局長		(説明後に) なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。判断基準等、詳細につき

		ましては、別紙調査書のとおりであります。また、現況等につきましては、4名の委員により現地調査済であります。
議	長	それでは、現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。 [6番委員により現況報告]
議	長	説明と報告が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。
6番推進委員		職務代理者にお伺いしたいのですが、今回の牛については県外産の牛で、牧草だけで育てているのでしょうか。それとも穀物などがそれ相当に入っているものなのでしょうか。
職務代理者		山岳放牧といって、山に放牧しています。一部牧草はまいていますが草だけで育てています。
6番推進委員		今回はそれと同じことをやろうとしているのでしょうか。
職務代理者		おそらく赤肉で霜降りではなく、赤肉で出荷しようとしていると思います。
6番推進委員		1頭あたりを管理するのに牧草地はどの程度の面積が必要なののでしょうか。
職務代理者		通常は、「1頭、1ha」です。今回は約3haですので、3頭が妥当なところだと思います。それ以上放牧すると雨が降った際に放牧地がぬかるんでしまい水田のようになってしまいます。そうなってしまうと悪臭やハエなどの問題がでてくるので今回は、3頭が限度であると考えます。
議	長	他に質問はございませんか。
4番委員		賃貸借になりますが、賃貸料はいくらでしょうか。
事務局		[回答]
議	長	他に質問はございませんか。
		[なしの声あり]
議	長	質問がございませんので、採決いたします。日程第3第1議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
		[異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって第1号議案は原案のとおり承認されました。
		委員の入場を許可します。
議	長	日程第4第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局長		[事務局長朗読により説明]
事務局長		(説明後に) なお、今回の申請は、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。農地区分については、議案書のとおりであります。判断基準等、詳細につきましては、別紙調査書のとおりであります。また、現況等につきましては、4名の委員により現地調査済であります。
議	長	それでは、現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。

		[6番委員により現況報告]
議	長	説明と報告が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。
		[なしの声あり]
議	長	質問がございませんので、採決いたします。日程第4第2議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
		[異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって第2号議案は原案のとおり承認されました。
議	長	日程第5第3号議案「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事 務 局 長		(事務局長朗読により説明)
事 務 局 長		(説明後に) なお、今回の変更承認申請につきましては、規模拡大や縮小等といった事業内容そのものを変更するものではなく、土地の試掘調査を行った結果、遺跡が確認されたため、本発掘調査を実施することとなり、当初予定していた工場建設工事の完了時期がやむを得ず遅れることとなったため、その工期を延長するものであります。
		よって、許可を求める内容が「期間の変更のみ」であることから、本案件につきましては、既に現況を確認していますので、改めて現地確認は実施していないことを申し添えます。
議	長	説明が終わりましたので質問を許します。質問ございませんか。
職 務 代 理 者		4月25日で期限が切れているのですが、申請者が遅れたのか、文化財に関する確認等で遅れたのか。
事 務 局 長		申請者の方で遅れてしまったもので、事前に指導しておくべきものであります。大変申し訳ございませんでした。
議	長	他に質問はございませんか。
		[なしの声あり]
議	長	質問がございませんので、採決いたします。日程第5第3議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
		[異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって第3号議案は原案のとおり承認されました。
議	長	日程第6第4号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事 務 局 長		[事務局長朗読により説明]
事 務 局 長		(説明後に) なお、今回の各申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。また、詳細につきましては、別紙調査書のとおりであります。
議	長	説明が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。
		[なしの声あり]

議	長	質問がございませんので、採決いたします。日程第6第4議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。 [異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって第4号議案は原案のとおり承認されました。
議	長	次の日程第7第5号議案は、議事参与の制限がございます。今回の議案は複数の委員が該当しております。はじめに■■■■推進委員、■■■■ ■■■■推進委員、■■■■推進委員の退席を求めます。
議	長	日程第7第5号議案、番号63番、64番、65番、66番、67番「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて（参与制限）」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局 長		（事務局長朗読により説明）
事務局 長		（説明後に）なお、今回の各申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。また、詳細につきましては、別紙調査書のとおりであります。
議	長	説明が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。 [なしの声あり]
議	長	質問がございませんので採決いたします。日程第7第5号議案、議案番号63番、64番、65番、66番、67番は、原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。 [異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって第5号議案、議案番号63番、64番、65番、66番、67番は原案のとおり承認されました。■■■■推進委員、■■■■推進委員、■■■■推進委員の入場を許可します。
議	長	次に■■■■委員の退席を求めます。
議	長	日程第7第5号議案、議案番号68番、69番、70番「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて（参与制限）」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局 長		（事務局長朗読により説明）
事務局 長		（説明後に）なお、今回の各申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。また、詳細につきましては、別紙調査書のとおりであります。
議	長	説明が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。 [なしの声あり]
議	長	質問がございませんので採決いたします。日程第7第5号議案、議案番号68番、69番、70番は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）

議	長	異議なしと認めます。よって第5号議案、議案番号68番、69番、70番は原案のとおり承認されました。村上利雄委員の入場を許可します。
議	長	以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なご審議に感謝申し上げます。(午後2時35分)

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

令和 6 年 12 月 23 日

議長

山家 一彦

5番

村上 壮一

6番

村上 利雄